



# 秋田県公報

目 次	ページ
-----	-----

### 規 則

- 秋田県表彰規則の一部を改正する規則(五六・総務課)……………1
- 秋田県公的医療機関等設備整備資金貸付規則の一部を改正する規則(五七・医務薬事課)……………1

### 規 則

秋田県表彰規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成二十年十月三十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

#### 秋田県規則第五十六号

秋田県表彰規則の一部を改正する規則

秋田県表彰規則(昭和四十三年秋田県規則第二十号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「十一月三日」の下に「前においてその日に最も近い秋田県の休日定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日以外の日」を加える。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

秋田県公的医療機関等設備整備資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成二十年十月三十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

#### 秋田県規則第五十七号

秋田県公的医療機関等設備整備資金貸付規則の一部を改正する規則

秋田県公的医療機関等設備整備資金貸付規則(昭和四十六年秋田県規則第三十七号)の一部を次のように改正する。

第二条の二中「一・九パーセント」を「一・八パーセント」に改める。

#### 附 則

- 1 この規則は、平成二十年十一月一日から施行する。
- 2 この規則による改正後の秋田県公的医療機関等設備整備資金貸付規則第二条の二の規定は、この規則の施行の日以後に貸し付けられる資金について適用し、同日前に貸し付けられた資金については、なお従前の例による。

発行者 秋田県  
秋田市山王四丁目一番一号  
購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印刷所 株式会社松原印刷社  
秋田市山王七丁目五番二十九号  
電話(082)8766 FAX(082)8766  
E-mail:matsubara@matsubara-insatsu.co.jp  
松原繁雄